

令和4年9月9日

中央労働災害防止協会
健康快適推進部

令和4年度第三次産業労働災害防止対策支援事業への協力のお願い

標記事業は、令和4年度に中央労働災害防止協会が厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課から受託して以下の事業の目的、主な内容に沿って事業を進めているところです。

今後、以下の2（2）の改善事例や好事例の収集後に、社会福祉施設、介護サービス施設等の関係団体の皆様にも改善事例や好事例の内容をご確認いただいた上で、厚生労働省のホームページでの公表を行いたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第三次産業労働災害防止対策支援事業について

1 事業の目的

第三次産業における労働災害は全産業の5割超を占めており、このうち、転倒が3割を占め、さらに、第三次産業における業務上疾病の5割程度を腰痛が占めるなど、労働者の作業行動に起因する災害の割合が高くなっている。

本事業では、社会福祉施設等の保健衛生業、小売業等を対象に腰痛等発生の改善や予防に関して、知見を有する専門家と連携しつつ、事業場に訪問し、事業場の状況を把握した上で作業環境や作業方法など、事業場の管理によって改善が可能な観点に加え、作業姿勢や健康づくりなど個々の労働者への介入が必要な観点も含め、中小規模事業場が取り組みやすい実践的なアドバイス等を行うと共に、改善事例について、事例集としてまとめて公表することにより、腰痛等の発生の大幅な減少を目指すこととする。

2 事業の主な内容

(1) 事業場への訪問、測定等、改善に向けたアドバイス等の実施

腰痛等の発生に関して問題意識がある事業場（保健衛生業及び小売業）に訪問して、当該事業場における問題点や改善点を、現認やヒアリング、労働者の測定等を実施することで洗い出し、その結果を踏まえた職場環境改善に向けたアドバイス等を実施する（15事業場程度を予定）。

(2) 改善事例・好事例のとりまとめ・公表資料の作成

事業場の改善状況・好事例について、とりまとめを行い、厚生労働省のHPにおいて公表することを前提とした資料を作成する。